

生徒会会則

第1章 総則

第1条(名称) 本会はさいたま市立内谷中学校生徒会とする。

第2条(目的) 本会は全生徒が自主的に責任をもって活動し学校生活の民主化及び向上をはかることを目的とする。

第3条(組織) 本会はさいたま市内谷中学校全生徒をもって組織する。

第2章 役員

第4条(役員) 本会は次の役員をおく。会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、総務3名

第5条(任期) 本会の役員の任期は10月から翌年の9月までの1年間とする。

第6条(任務) 各役員は、次の任務を行う。

会長……生徒会を代表し、生徒会全体をまとめ会員の自治活動を指導する。

副会長…会長を助け、会長不在時にその代理をする。

書記……記録・広報関係の仕事の中心となり、議事の記録や生徒会報の作成及び発行を行う。

会計……本会の会計を取扱い、生徒総会において決算報告を行い、予算案を提出する。

総務……生徒会運営および組織全体にかかわる事務を行う。

第3章 総会

第7条(決定) 総会の決定は最高の権威を持つ。

第8条(開催) 総会は原則として、前期に1回開催する。

第9条(議決) 総会は本校生徒全員の参加をもって成立し議決は過半数の賛成を必要とする。

第10条(発言) 発言はすべて議長の指示をうける。

第4章 中央委員会

第11条(組織) 中央委員会は、本部役員、学級委員、専門委員長、各部の部長で構成される。

第12条(決定) 中央委員会は生徒総会につぐ議決機関である。

第5章 専門委員会

第13条(各委員会) 本会はつぎの専門委員会を置く。

学級、放送、保健、給食、体育、広報、図書、美化、緑化

第14条(任期) 委員会は2期制とし、前期は4月から9月まで、後期は10月から3月までとする。委員は各クラスから、男女各1名を選出する。

第15条(目的) 委員会は委員長、副委員長、書記を選出し、委員会活動をとおして学校生活の充実をはかる。

第6章 会計

第16条(期間) 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第17条(会費) 本会は会員一人一人から、3,000円の会費を集める。

第18条(予算) 本会の会計予算案は、前期の生徒総会で決定される。

第19条(決算) 本会の前年度の決算報告案は前期に、学級討議をうけて、生徒総会で審議され、承認される。

第7章 改正

第20条(改正) この会則を改正するには、役員がこれを発議し、学級決議し、生徒総会に提案され、その過半数の賛成を必要とする。

第8章 議長団

第 21 条（任務） 議長団は、中央委員会、生徒総会、生徒集会等で議長とし、議事を進行させる。

第 22 条（任期） 議長団は生徒会本部の推薦で選出され、原則として3名で構成される。また、その任期は議事の開始から終了までとする。

第 23 条（監査） 議長団は、決算報告案を確認する。